

各地方運輸局企画観光部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局公共交通政策部交通支援課長

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について

標記について、平成 27 年度及び平成 28 年度における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金において、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額は、下記により算定する額とし、これを「補助対象系統が存する各市区町村毎の国庫補助上限額」とすることとしたので、関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

【平成 27 年度】

(基本算定式)

対象人口 × 240.40円 + 400万円

(国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画の区域に係る算定式)

対象人口 × 240.40円 + 500万円

【平成 28 年度】

(基本算定式)

《財政力指数 1.0未満》

対象人口 × 200円 + 300万円

《財政力指数 1.0以上》

対象人口 × 200円 × 0.5 + 300万円

(平成 28 年度から新たに補助を受ける場合の算定式)

対象人口 × 100円 + 50万円

(国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画の区域に係る算定式)

対象人口 × 240円 + 500万円

※いずれの算定式も千円未満切り捨てとする。

※財政力指数とは、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の 4 月 1 日における当該市区町村の直近の財政力指数をいう（28 年度補助金においては、25 年度における財政力指数とする。）。なお、複数市町村で構成される場合には、それぞれの財政力指数の平均値をとる。

以上

1. 対象人口の考え方

- (1) 人口集中地区以外の人口と交通不便地域の人口（※）を比較し、多い人口を対象人口とする。
- (2) 政令市、中核市の場合は、交通不便地域の人口（※）を対象人口とする。

※ 交通不便地域の人口とは、次に掲げる地域の人口の合計（重複する場合を除く。）とする。

- ① 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項及び第 3 2 条の適用される要件に該当する過疎地域（同法第 3 3 条第 1 項に基づく「過疎地域とみなされる市町村」及び同法第 3 3 条第 2 項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。）
- ② 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域
- ③ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ④ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- ⑤ 交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域（以下「運輸局長指定交通不便地域」という。）

- (3) 運輸局長指定交通不便地域の地域内フィーダー系統のみを申請する場合は、運輸局長指定交通不便地域の人口のみを対象人口とする。

2. 今後の国庫補助上限額の考え方

今後、通常の補助については、国庫補助上限額は毎年度漸減していくこととする。ただし、地域公共交通網形成計画を策定した場合には、通常の補助に比べ漸減幅を緩和し、地域公共交通再編実施計画の認定を受けた場合には、当分の間、国庫補助上限額を現状維持させていくこととする。

また、財政力指数が 1.0 未満となる地域においても、財政力指数を加味した算定式を導入する。